

高砂市ファミリーサポートセンター会則

(趣旨)

第1条 この会則は、子育て中の家庭を地域で支援し、安心して子育てができる環境整備を図るため、高砂市ファミリーサポートセンター事業（以下「事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）は、高砂市（以下「市」という。）が設置し、社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が運営する。

(組織)

第3条 センターは、子育ての援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）、援助を行う者（以下「提供会員」という。）及び依頼会員と提供会員を兼ねる者（以下「両方会員」という。）が会員となり構成する組織とする。

(会員)

第4条 会員は、事業の趣旨を理解し、センターの承認を得た者とする。

2 会員は、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 依頼会員は、市内在住・在勤でおおむね生後6箇月以上の乳児から小学6年生までのこどもをもつ保護者であること。
- (2) 提供会員は、市内在住で心身共に健康で積極的に活動できる者又自宅でこどもを預かることができる者であること。
- (3) 両方会員は、前2号を兼ねる者であること。

(業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録及びその他の会員組織に関する業務
- (2) 会員の相互援助活動の調整に関する業務
- (3) 会員の相互援助活動に必要な指導及び講習会に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) 相互援助活動の普及啓発を目的とする広報業務
- (7) 相互援助活動を実施した会員間の記録の管理及び報告書の作成
- (8) 事業の運営に係る庶務
- (9) その他センターの目的の達成に必要な業務

(アドバイザー)

第6条 事業を円滑に進めるために、事業の目的を理解し、調整業務に当たることができるアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、前条に規定する業務に関する事務を処理する。

3 アドバイザーは、一定の地域を単位とするグループを設け、会員の中からサブリーダーを選任することができる。

4 サブリーダーは、アドバイザーと協力して援助活動を推進するものとする。

(入会)

第7条 センターに入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）をセンターに提出の上、承認を受けなければならない。

2 会員となる者は、指定された講習を受けなければならない。

3 第1項の承認を受けた者には、会員の登録を行い、会員証（様式第2号）を発行する。

(保険)

第8条 センターは、援助活動中の事故に備え、安心して活動を行うためにファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第3号）をセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際して、第7条第3項の規定により発行された会員証を返還するものとする。

(会員の心得)

第10条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会員は、安全面、衛生面等に十分配慮し、誠実に援助活動を行うこと。

(2) 援助活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。退会後も同様とする。

(3) 援助活動を通じて、会員同士が、物品の斡旋、販売及び勧誘並びに宗教活動等援助活動以外の行為を行わないこと。

(4) 援助活動中は、会員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示すること。

(5) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(登録の抹消)

第11条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) この会則に違反したとき。

(2) 援助活動に必要な適格性を欠くと認めたとき。

(3) 会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき。

(4) その他会員としてふさわしくない非行があったとき。

(相互援助活動の内容)

第12条 会員が相互援助活動として行う援助は、一時的又は臨時的なもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 保育所、認定こども園等への送迎を行うこと。

(2) 保育所、認定こども園等の開始前又は終了後にこどもを預かること。

(3) 学童保育終了後又は学校の放課後にこどもを預かること。

(4) 保護者の病気、急用等の場合にこどもを預かること。

(5) 冠婚葬祭又は学校行事の場合にこどもを預かること。

(6) 保護者の求職活動中にこどもを預かること。

(7) その他育児に必要な援助を行うこと。

2 こどもは、原則として提供会員の家庭で預かるものとする。

3 こどもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助時間)

第13条 提供会員が援助活動を行う時間は、午前6時から午後10時までの間に行うものとする。

2 援助時間は、次に掲げる時間とする。

(1) こどもを自宅で預かる場合は、提供会員がこどもを預かったときから依頼会員がこどもを迎えに来たときまで

(2) 保育施設等の送迎の場合は、提供会員が自宅を出発する時間から帰宅まで（援助活動以外に要した時間を除く。）

(相互援助活動の実施方法)

第14条 依頼会員は、援助を必要とする場合にはアドバイザーに対して援助の依頼の申込みをするものとする。

2 前項の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2箇月前から前日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うものとする。

3 依頼会員から援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助活動の内容、日時等を確認し、当該事項を記録の上、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員に連絡し、調整するものとする。

4 アドバイザーから連絡を受けた提供会員と依頼会員は、事前打ち合わせ票(様式第4号)に基づき面接を行い、話し合いの上合意したときは、援助活動についての契約を行うものとする。この場合において、依頼会員は、申し込んだ依頼内容以外の援助を求めてはならない。

5 提供会員は、援助活動実施後、活動の報告を援助活動報告書（様式第5号）に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

6 提供会員は、前項の活動報告書により1箇月に1回センターに報告するものとする。

(報酬)

第15条 依頼会員は、提供会員に対し、援助活動終了後、別表に定める基準に従って報酬を支払うものとする。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、市と社会福祉協議会で協議の上定めるものとする。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 15 条関係）

報酬に関する基準

活動日	活動時間帯	報酬額（30分当たり）
平 日	7時から19時まで	350円
平日の早朝・夜間	6時から7時まで 19時から22時まで	400円
土曜日・日曜日・祝日 年末年始	6時から22時まで	400円

備考

- 1 活動時間に30分未満の端数があるとき、又は活動時間の全部が30分未満のときは、その端数又は全部を30分とみなして報酬額を算出する。
- 2 平日の活動において、早朝又は夜間の時間帯にかかるときは、当該時間帯を含んだ30分当たりの報酬額は、400円とする。
- 3 兄弟姉妹を預ける場合は、2人目から半額とする。
- 4 依頼を取り消した場合、当日の取消しは上記基準額により算定された報酬額の半額を、無断取消しは全額を依頼会員が支払うものとする。ただし、前日までに取り消した場合は、無料とする。
- 5 交通費については、公共交通機関やタクシーを利用した場合は実費とし、自家用自動車を利用した場合は、実費相当額を依頼会員が支払うものとする。
- 6 食事、おやつ等については、原則として依頼会員が用意するものとする。ただし、やむを得ず提供会員が用意した時は、依頼会員がその実費を支払うものとする。